

平成 29 年 度

事 務 報 告 書

小 金 井 市

平成
29
年
度

事
務
報
告
書

小
金
井
市

編 さん 例

- 1 平成29年度事務報告書を作成した。
- 2 事務実績の内容は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までである。
ただし、出納整理期間のある事務は、平成30年5月31日までを含む。
なお、議会事務局については、平成29年1月1日から平成29年12月31日までとする。

平成30年7月

小金井市総務部総務課

目 次

市の概要

事務実績

企画財政部

企画政策課	9
財政課	25
広報秘書課	29
情報システム課	37

総務部

総務課	41
地域安全課	49
職員課	55
管財課	67

市民部

市民課	71
コミュニティ文化課	83
経済課	111
保険年金課	123
市民税課	131
資産税課	137
納税課	139

環境部

環境政策課	143
ごみ対策課	155
下水道課	169

福祉保健部

地域福祉課	175
自立生活支援課	185
介護福祉課	205
健康課	223

子ども家庭部	
子育て支援課	231
保育課	239
児童青少年課	243
都市整備部	
都市計画課	257
まちづくり推進課	261
道路管理課	265
建築営繕課	279
交通対策課	281
区画整理課	289
会計課	291
学校教育部	
庶務課	295
学務課	307
指導室	315
生涯学習部	
生涯学習課	319
図書館	345
公民館	355
議会事務局	365
選挙管理委員会事務局	387
監査委員事務局	395
農業委員会事務局	399
固定資産評価審査委員会事務局	403

市の概要

市の概要

1 市制施行 昭和33年10月1日

小告示第115号 町を市とすることについて 小金井町を市とし、昭和33年10月1日から施行する。 昭和33年9月6日 小金井町長 鈴木 誠一
東京都告示第714号 町を市とすることについて 地方自治法第8条第3項の規定により東京都北多摩郡小金井町を市とし 昭和33年10月1日から施行する。 昭和33年8月7日 東京都知事 安井 誠一郎
総理府告示第312号 町を市とする処分 地方自治法第8条第3項の規定により東京都北多摩郡小金井町を小金井市 とする旨、東京都知事から届出があった。 右の処分は、昭和33年10月1日からその効力を生ずるものとする。 昭和33年8月30日 内閣総理大臣 岸 信介
(小金井町制施行 昭和12年2月11日)

2 位置

東経・・・139度31分 北緯・・・35度42分 標高・・・40m（東町）～75m（貫井北町）

3 面積

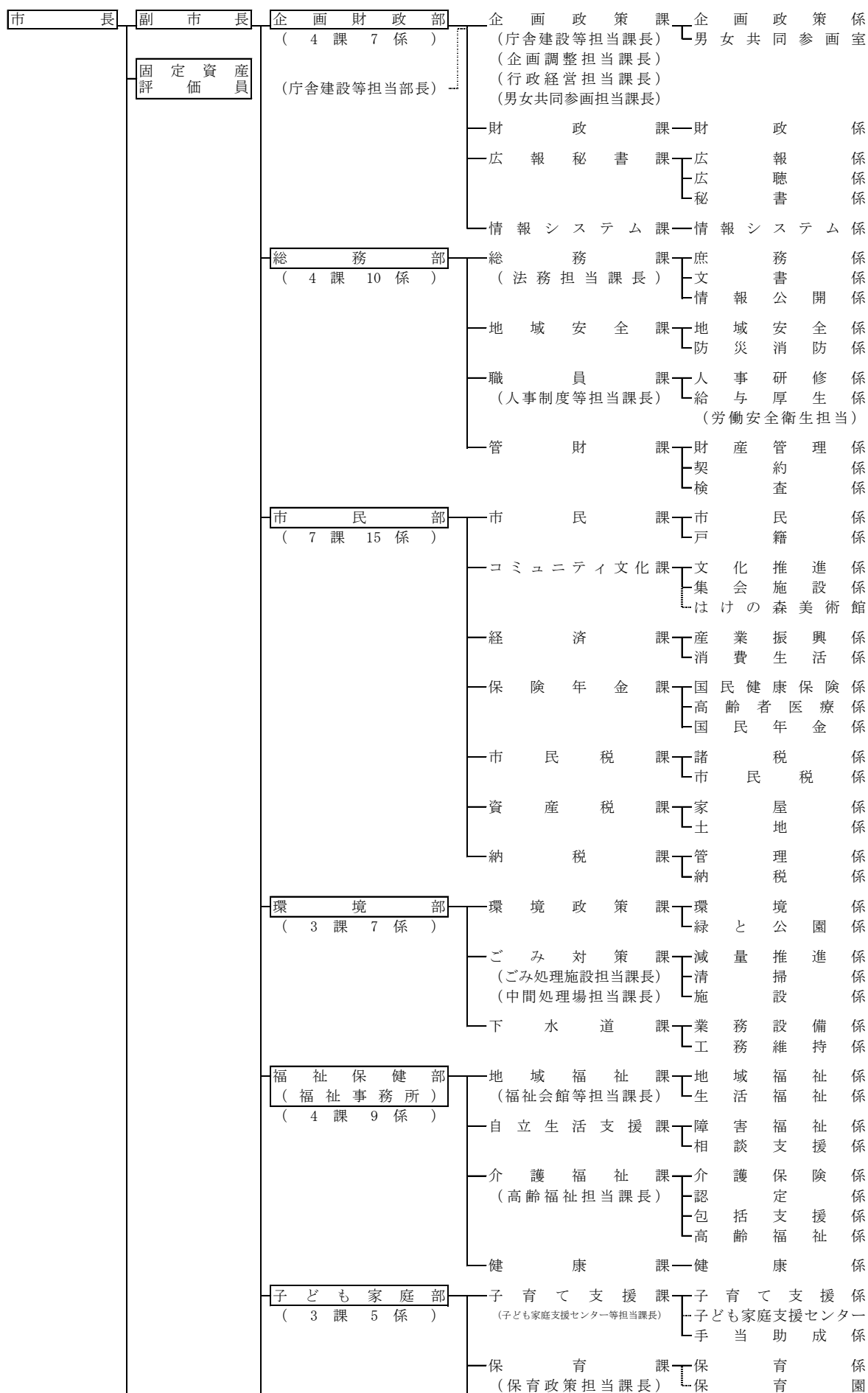
東西・・・4.1km 南北・・・4.0km 面積・・・11.30平方km
--

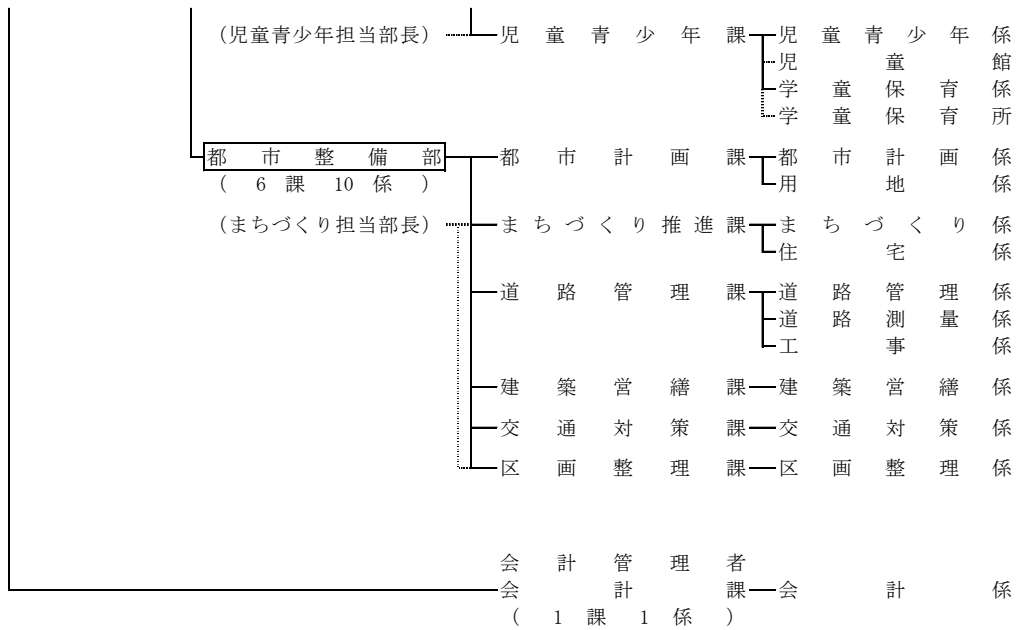
(注) 行政面積は、国土地理院公表の面積値による。

4 世帯・人口 (対前年比較、各年とも4月1日現在)

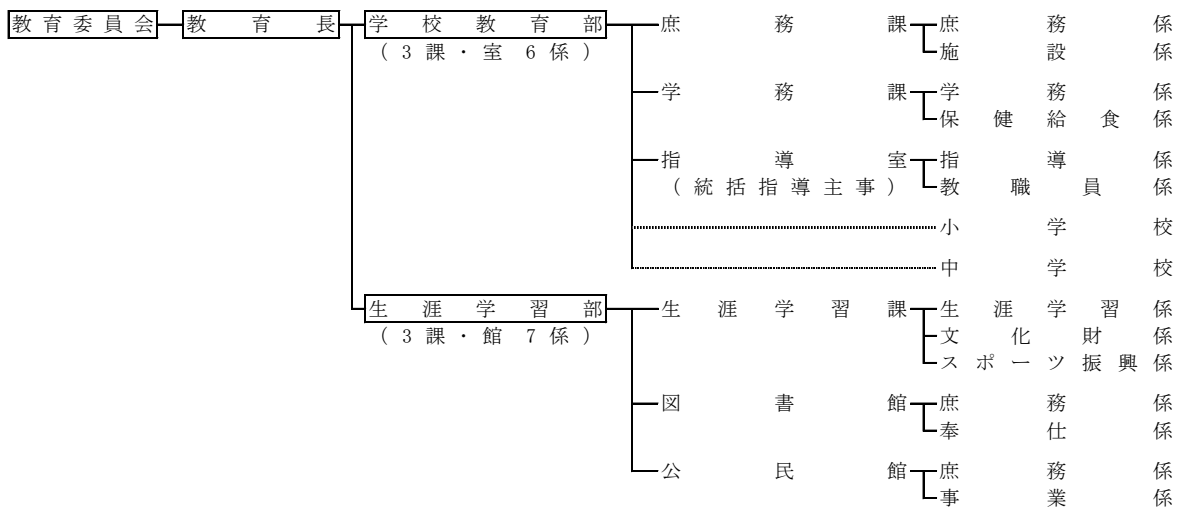
区分 年別	世帯数 (世帯)	人 口 (人)		
		男	女	計
平成30年	59,916	59,507	61,111	120,618
平成29年	59,099	59,148	60,450	119,598
比較	817	359	661	1,020

小金井市行政機構図（平成29年4月1日現在）





市長部局 7部 32課 64係 (会計課含)



教育委員会 2部 6課 (室・館) 13係

